

令和3年度社会福祉法人長生園事業計画

1) 法人

全世界に影を落とした新型コロナウイルス感染症は、人々の生命や生活を脅かし社会全体に甚大な影響を与え広がっている。国民の期待を集めるコロナワクチンの開発も進み、政府はワクチンの有効性・安全性を確認した上で、2月中旬から医療従事者をはじめ段階的に接種が始まる。ワクチンや治療薬が安定的に国民に供給され感染症が容易に制御できるまでは、感染症対策を徹底させながら、困難を乗り越えて行かなければならない。

令和3年度の介護報酬改定では、①感染症や災害への対応力強化（追加項目）、②地域包括ケアシステムの推進、③自立支援・重度化防止の取組の推進、④介護人材の確保・介護現場の革新、⑤制度の安定性・持続可能性の5項目が見直し改定された。とりわけ、今回の改定では、①感染症や災害への対応力強化を重点項目に掲げ、新型コロナウイルス感染症対策や災害対策強化のための費用と感染拡大の影響による利用控えなど事業所の利益率の低下や人件費の上昇を踏まえ、介護報酬全体で改定率0.7%を引き上げた。

本園では、昨年2月上旬以降、園全体の感染症対策を一本化し、地元周辺の感染拡大の状況に合わせ面会や施設内外の業務や活動などを段階的に調整を行い対応してきた。又、より一層の感染拡大予防対策に、京都府と南丹市の補助金を受け、特別養護老人ホーム居室5室並びにグループホーム幸せの里居室1室に簡易陰圧装置の設置、館内要所にオゾン発生器の増設し、毎月の衛生委員会で産業医辰巳院長から感染症対策のご指導を賜り、医療看護部を中心に園全体で可能な限りの感染症対策に取り組み、ご利用者様をはじめ職員や関係者からの発症もなく法人運営への影響は最小限に抑えることができている。

今年度は、新型コロナウイルス感染症や自然災害の影響が広く運営に波及する中で、感染症対策や災害の対応力強化を重点に置き、平時のオゾン発生器を併用した感染症対策の徹底と、新規ご利用者様の受け入れや万一の有事の際には、簡易陰圧装置の弾力的な運用を講じご利用者様の健康や生活を守り安心した施設環境の充実に努めてまいりたい。

近年の自然災害による介護サービスの被災状況を踏まえ、自然災害と新型コロナウイルス感染症等を盛り込んだ防火防災計画の策定や関係機関等との連携をさらに深め、実践的対応力強化の向上を図り、感染症や災害発生時も安定的・継続的に介護サービスが提供される防災体制とサービス機能の構築に取り組んでまいりたい。

これから高齢者の比率が急速に高まる2025年、さらに進んだ2040年と将来を見据え、世代や分野を超えて多様な主体が参加し安心して暮らしていける地域と資源の創出が求められている。その一方で、本園では昨年に胡麻の郷デイサービスセンターの用地購入の手続きが完了した。今後、この資源を各方面にわたり共に歩み支え合い高齢者の利用に限った施設といった縦割りではなく世代を超えて、さまざまな人との交流を深められる地域コミュニティ活動の場と地域のニーズや新たな課題の発信拠点として、本園と一体感のある支援サービスが提供できる構想を立ててまいりたい。

本年は、昭和31年11月に創設されてから65周年を迎える。本園のこれまでの地域への信頼と現下の介護保険制度の大綱を担い、努力を重ねてきた高齢者の課題に貢献すべく、施設の拡充と労働環境改善や医療をはじめ、介護サービスを中核に幅広い高齢者ニーズに切れ目のない包括的サービスの推進と田村特定社会保険労務士のご指導を賜り、時代に応じた職員処遇改善の取り組みと防災対策や感染症対策等を継続してきた。その礎のうえに、さらに地域との信頼関係を築き安定した法人運営は、地域にとっての社会資源であり、社会貢献になることを念頭に置き、ご利用者様へのサービスの充実と地域や関係機関との有機的連携を図り、高齢者福祉の推進に努力してまいりたい。

法人基本理念の下、時代の変遷とともに個人の労働観や働き方の多様化に融合した雇用のあり方を踏まえ、長く安心して働ける職場と環境づくりに取り組み、さらに地域に貢献できる法人としての発展を目指すため、令和3年度は以下の事業計画により法人運営にあたる。

(事業計画)

(1) 経営基盤の安定強化

- ア 各事業所の稼働率の向上や各種加算報酬の取得に努め、より安定した収入の確保に努める。
- イ 監査法人監査を受け財務管理の強化を図るとともに、経費削減や経営効率の向上を図る。
- ウ 定期的に運営戦略会議を開催し、運営状況や課題を把握し必要な対策を講じ運営の向上に努める。

(2) 人材確保と育成強化

- ア 広く応募の機会を確保するために、なんたんテレビ文字放送による福祉人材求人募集や従来の取り組みを積極的・継続的に求人活動を行う。
- イ 施設内研修の充実と資格取得・スキルアップ支援を図り、人材育成の強化の推進に努める。
- ウ ご利用者様本位のサービス提供を行うため、職員の資質向上と技量育成に努める。

(3) サービスの質の向上

- ア 各部署別・課題別・対象別委員会や会議の充実と南丹市介護相談員派遣事業を用いて、サービスの質の向上や虐待防止・感染症対策などの活動を継続的に取り組む。
- イ ご利用者様やご家族様に対する満足度調査を実施し、サービスの質の向上を図る。
- ウ 業務委託事業所との連絡・連携・課題共有を密にし、一体感あるサービス向上に努める。

(4) 介護施設等における簡易陰圧装置・換気設備の設置に係る経費支援事業（新規追加分）

- ア 特別養護老人ホーム居室6室に新たに簡易陰圧装置の設置。

(5) 既存の特別養護老人ホームにおける多床室のプライバシー保護のための改修支援事業（新規）

- ア 特別養護老人ホーム多床室25部屋（50人）に間仕切り板取付工事の実施。

(6) 施設設備の改善等

- ア ご利用者様の環境整備や職員の職場環境向上、老朽施設・設備改善等の検討を行い、計画的に進める。

(7) 働きやすい職場環境の整備

- ア 介護労働者の雇用管理の改善等に関する法律に基づき、雇用管理責任者2名を選任し、介護労働者からの相談への対応やその他雇用管理の改善を図り、働きやすい職場づくりの推進に努める。
- イ メンタルヘルス対策やストレス診断などを継続的に実施する。
- ウ ハラスメント防止に関する研修や周期的に所属部長による個別面談を継続し、風通しの良い職場環境の向上に取り組む。

2) 各施設

養護老人ホーム長生園

(基本方針)

ご利用者様は住み慣れた環境のもと自らの思いと相反し、経済的困窮、生活環境、独居、高齢者虐待、家族間の問題等さまざまな事由により、居宅生活や養護が困難となり措置機関が開催する入所判定審査を経て入所されており、長生園の理念である「和み・尊厳・安心」に基づき、個々の人格、人心を尊重し心身に即した処遇を行う。また、身体機能低下により介護を必要とするご利用者様には、身体状況に応じて特定施設入居者生活介護（介護保険外部サービス利用型）を組み込み、施設機能を最大限に活用する。日々、生活に対する要望やサービスの要望が多様化・複雑

化する課題を適確に分析し、日常支援及び生涯支援すると共に自立心の維持・向上を図り、安定した施設生活が送れるように支援を行う。

(事業計画)

- (1) 積極的な受入れと定員確保に努める。
 - ア 最近増加している高齢者虐待、生活困窮者、居住場所からの退去要求など緊急入所を必要とする高齢者を積極的に受入れる。
 - イ 関係措置機関との関係性の維持と連携を密にし、定員確保に努める。
- (2) 要支援・要介護状態になっても、養護特定入居者生活介護（外部サービス利用型）を利用する事で、適正な介護を受けながら長期的に養護生活が維持、継続出来るよう調整を図る。
- (3) 老人保護措置費支弁基準額階級区分の維持、及び老人保護措置費算定による各種加算の継続・取得に努める。
- (4) ご利用者様個々に、人間としての誇りを失わず自立した生活を営むことを重点とし、きめ細やかな処遇やサービス提供の支援計画を立案する。
 - ア 計画作成にあたりご利用者様の健康管理、栄養管理、身体機能維持など、各専門職の意見が得られるようサービス担当者会議の調整を図り、ご利用者様の状態に応じた自立支援計画を作成する。
 - イ 心身の状況や生活状況を十分に把握し、個別ニーズや尊厳を支える自立支援計画を作成する。計画作成後、定期的に進捗状況を確認し、個別サービスの見直しを図っていく。（一般ご利用者様は年1回、特定施設サービスご利用者様は、6ヵ月に1回の基準で見直しを行う。但し状態に変化が生じた場合は随時行う。）
- (5) ご利用者様の自主性を尊重し、施設生活がより活性化する企画・計画を立てる。
 - ア ご利用者様の意向を取り入れたおやつ作りを企画し、グループに分かれたご利用者様が主体に共同作業を行いながら、互いに交流を深める場を提供する。
 - イ 季節行事を随時計画し、ご利用者様の気分転換を図る。また要望が多くある外食会やドライブ、買い物などを感染症に十分に留意し予防策を徹底したうえで計画し、日頃の欲求不満の解消を図る。
 - ウ 各クラブ活動、サークル活動がマンネリ化しないよう参加者の意見を取り入れながら、内容を工夫し、誰もが参加しやすい環境を整える。
 - エ 施設内の軽作業などの役割を持つ事で各自の役割を築き、責任感や必要性を感じ、ご利用者様相互で助け合いながら生き甲斐の場を提供する。
 - オ 近隣の各団体と連携を行い、地域で行われる行事や催しの情報を収集し、感染症に留意しながらできるかぎり地域との交流が図れるように取り組む。
 - カ より良い生活環境作りの基盤とするため、生活に対する希望や要望の声が聞けるよう、利用者会（毎月1回）、利用者アンケート（年1回）を継続する。また、生活状況を家族にも伝えられるよう、広報誌の発行（年2回）も継続していく。
- (6) ご利用者様の健康・体調管理のため、血圧・体重測定（毎月1回）、身長測定（3ヶ月1回）を実施し、個人の体調把握に努める。
- (7) プライバシー保護（個人情報保護）、人権擁護・虐待防止、感染症対策、事故防止対策、防火・防災対策など安心した生活が送れる環境整備や安全管理予防に努める。
 - ア 社会福祉法人長生園の各種委員会が開催する施設内研修や勉強会に積極的に参加し、基礎知識の再確認を行う。また、職員会議で情報を共有し、理解を深めることで、統一した正しい対処方法や処置を講じ、安全対策を図る。
 - イ 発生時・緊急時における初期対応、初期行動など、具体的な行動に結びつく教育・訓練を定期的実施する。

(中長期計画)

(1) 利用者本位の支援の実施

ご利用者様の高齢化（加齢）が進み、運動機能低下を含め課題がある利用者が増加。このため、生活自立度も個人差が大きく、ますます個々の状況に沿った個別支援が必要となっている。施設機能や福祉用具を活用しながらご利用者様支援の質の向上を目指し、合理的で客観性のある個別支援計画を実行すると共に、よりご利用者様に寄り添った関わりと事業運営に努力する。

(2) 地域社会に貢献できる施設作り

地域社会との良好な関係作りの為、地域交流ができる事業展開を行い、親近感や信頼される施設を目指す。また、各地域の関係機関団体と意思疎通を密にし、いつでも地域ニーズに対応できる関係性に努める。

(3) 人材育成の推進

ご利用者様に満足度の高い支援を提供する専門性と、信頼性の高い施設運営を推進するため、職員の階級や能力に応じた外部研修を選定し、職務意欲の向上とキャリアアップを目的とし、5年間で全職員の外部研修の参加を目指す。

(4) 第三者評価事業の受診

日常支援やサービスが低下しないよう年1回の自主点検を行いながら、3年に一度の福祉サービス第三者評価事業を継続して受診し、事業内の自立支援サービスの見直しや改善を図り、さらなる質の向上を目指す。

特別養護老人ホーム長生園

(基本方針)

身体的・精神的な障害により常時介護を必要とするご利用者様が「終の棲家」としてやむを得なく入所された、そのご利用者様本位の視点に立ち、入所前の生活状況や環境を踏まえ、法人の理念である「和み・尊厳・安心」に基づき、個々の意思や人格を尊重し、可能な限り在宅復帰できることを念頭に、その人が有する機能維持・活用による自立と生活の質の向上を目的とした総合ケアとして施設サービス計画を立案し、介護サービスを提供しながら安定した施設生活を送れるよう支援を行う。

(事業計画)

(1) ご利用者様の個々の状況・状態に応じた施設サービス計画の立案、実施と定期的な見直し

ア 心身の状況を把握し、サービス担当者会議にて各専門職の意見とご利用者様・ご家族様の視点から個々の機能活用出来る施設サービス計画を立案し、介護サービスを提供する。

イ 実施している介護サービス提供が適正に行われているか、6ヶ月に1回のモニタリング、年1回の見直しを行う。

ウ ご利用者様の身体状況に変化が生じた場合は、随時サービス担当者会議を開催し施設サービス計画の見直しを行う。

(2) 多職種と連携・協働にて身体機能維持

ア 月1回の体重・血圧測定を実施。また状況に応じ採血を行い、必要なデータを収集する。それを基に体調管理や栄養管理に努め、ご利用者様に必要な対応を講じる。

イ 日頃からご利用者様の急変観察に努め、異常が認められる場合は各分野連携を図り対応する。状況に応じ長生園診療所や協力医療機関へ受診し対処する。

(3) 安心できる生活環境を整備

ア 新型コロナウイルス感染予防を重点として、常時職員はマスク・ゴーグル着用を義務付け、その他感染症を含め当法人マニュアルに従い、共用部の机や椅子・手すり・トイレなどあらゆる

- る物品の消毒を1日3回以上実施。ご利用者様も必ず食事前には手指消毒にて予防対策を強化する。
- イ 感染症予防対策・事故防止・身体拘束及び高齢者虐待の委員を選出、各階で月1回の委員会を開催し、進行状況の確認や事故検証を行い、統一した安全環境に努める。また、特養部全体会議も定期（3ヶ月1回、半年1回を目安）で開催する。
 - ウ 防火・防災、災害等に対する意識を高めるため、年2回以上実施される消防訓練に参加し、緊急時に行動できるよう身に付ける。
 - エ ご利用者様の楽しみ、リフレッシュできる余暇活動計画を各担当レクリエーション委員を中心に企画し2ヶ月1回実施する。
 - オ 広報誌の発行（年2回）や満足度調査（年1回）を行い、ご利用者様・ご家族様から施設生活に対する要望を聞き、今後の処遇改善課題として情報収集に取り組む。
- (4) 職員の資質向上・人材育成
- ア コロナ禍により施設外研修が厳しいため、予定される法人内研修に1人でも多くの介護職員が参加できるよう配慮する。
 - イ 体制加算対象となる総介護職員の60%以上の介護福祉士を確保するため、資格習得を推奨し、希望者に対して資格習得支援、助言、受講しやすい環境を整える。
 - ウ 各職員、各部署が気軽に連携が図れるよう、明るい雰囲気により良い職場環境をつくる。
 - エ 役職にふさわしい能力が身に付けられるよう勉強会を開催する。各役職内容を自覚し、役割を果たすことで職員のスキルアップを目指す。
- (5) 短期入所生活介護（ショートステイ）
- ア 70%の稼働を目指し、各部署連携のもと円滑な受入れを行う。
 - イ 在宅介護されているご家族様の急病や虐待等、緊急対応を要する高齢者に対し、担当である介護支援専門員と調整を図り迅速な受入れを行う。
- (6) 和みある看取り介護
- ア ご利用者様、ご家族様が安心できる最期、納得できる最期を迎えるため介護職員による寄添う実践的サポート、看護職員による医療的サポートを行うため、看取り研修会を年1回以上開催する。また、施設外研修にも積極的に参加する。
 - イ 終末を迎える看取りに対し、生前中にご利用者様からの主訴、ご家族様の不安な思いを傾聴し、ご利用者様を尊敬・尊重した和みある環境と安心される介護を提供する。また、残されるご家族様と共同で悔いが残らないよう随時調整を図り、満足できる看取りを行う。
- (中長期計画)
- (1) 人材確保
- ア 職員希望者、採用者が減少傾向であり人材確保が難しくなっている。今後、福祉分野のある学校への求人を含め、就職希望者が求めるものをあらゆる角度から分析を行い、人材確保に努力する。
- (2) 各種加算の継続
- ア 介護老人福祉施設における各種（体制・発生）加算継続と新たな加算取得に努力する。
- (3) 地域福祉の推進
- ア 多くの自然災害が発生しており、万が一の災害に備え緊急対応が必要とされる要介護者を南丹市の要請に基づき、各関係機関との連携を密に当園の空床を利用し可能な限り受入れを行う。
 - イ 周辺地域のニーズを調査し、地域が求める事業交流・展開を考え、より良い関係性や信頼される施設を目指す。

ケアハウス長生園

(基本方針)

法人の理念である「高齢者が和みの中で尊厳をもって安心して生活ができるよう支援する」ことを基本とし、施設のもつ住宅機能、安心機能、福祉機能を活かし、ご利用者様が明るく心豊かな日々を一日でも長く送っていただけるよう援助を行う。

(事業計画)

1. ケアハウスの中長期計画

- 1) ご利用者様満足度調査（年2回）を実施、調査の結果を集計し利点・改善点を見出し、安心した生活が送れるよう援助を行う。
- 2) 入居5年を経過したご利用者様については、ご本人様・ご家族様との面談を行い、できる限り長く住み慣れた環境の下で、ご家族様の協力や訪問介護の利用を得ながら、自立した生活が継続できるように援助を行う。
- 3) 基本理念の周知徹底と、常に質の向上を目指した取り組みを行うため、自己評価シートを活用する。
- 4) 身体能力の低下により、要支援から要介護認定へと移行されるご利用者様については、他の福祉サービス（訪問介護・通所介護・ショートステイ特養への入所等）について正しい情報の提供を行う。
- 5) 職員一人ひとりが資質の向上を目指し、資格取得にむけて努力するとともに外部研修への参加も促し、責任と信頼のおける人材の育成を図る。
- 6) 各種マニュアルについての周知徹底と、法人の規程・規則の理解及び関係法令の理解に努める。
- 7) 福祉事務所、社会福祉協議会、居宅介護支援事業所等と連絡を密にし、定員（50名）の確保に努め運営の安定を図り、満室に向けて取り組む。

2. ケアハウス単年度計画

1) ご利用者様の日常生活に対する取り組み

- ・ご利用者様の要望・意向に添ったサービスの提供をめざし、相談員を中心に個別援助計画の作成と見直しを行い、サービスの提供に努める。
- ・月一回バイタルチェックを実施。健康管理に努める。
- ・基礎体力の向上を図ることを目的とした「朝の体操」「ヨガ教室」を継続して実施する。また、季節ごとの行事や定期的な外食会、地域の行事にも参加を呼びかける。
- ・娯楽スペースを利用し、サークル活動や映画鑑賞会（月1回）を継続させていく。
- ・地域交流の場となる社会資源の情報を伝え、自由な中にも安全で安心した生活を送れるように援助を行う。
- ・要支援、要介護認定を受けているご利用者様に対しては、訪問介護や通所介護等の介護保険制度を利用し、自立に向けた支援を行う。
- ・共有スペース及び居室の衛生管理と設備の保守点検を充実し、安心の提供に努める。

2) 職員の取り組み

- ・相談員を中心に、個別援助計画の作成と見直しを実施し、ご利用者様の要望、意向に沿ったサービスの提供と実施状況の把握を行い、必要なサービスの提供を行う。
- ・職員一人ひとりが目標を設定し、業務に取り組む。
- ・ケアハウス担当者・訪問介護員との連絡ノートを作成し、情報の提供を日常的に行い、個々の利用者様に沿った援助を心掛ける。

- ・研修会への参加や専門的知識の向上に努め、情報や知識を広く業務に活用し、全体的な業務の改善やサービスの質の向上に向け、取り組みを行う。
- 3) 感染症予防対策について
- ・感染予防（新型コロナウイルス感染症対策含む）として、「手洗い・うがい・手指消毒・マスクの着用」を必須とし呼びかけを行う。共用部の机や椅子、手摺り等の消毒を一日2回以上実施する。
 - ・地域の感染状況をみながら、診療所長・看護職員と連携を図り、外出自粛など必要に応じた対応を行う。

あんしんサポートハウス光華苑

(基本方針)

老人福祉法の理念に基づき、本法人の基本理念である「和み」「尊厳」「安心」を基本とし、居宅であることをふまえて、ご利用者様の人権や意向を尊重し、相談、助言、健康の保持増進を図る。趣味、いきがい活動への援助等のサービスを行い、ご利用者様の有する能力に応じた日常生活を営むこと、一人ひとりが明るく心豊かに自立した生活ができるよう支援する。

(中長期計画)

(1) ご利用者様主体の生活への支援

多数のご利用者様が要支援・要介護認定を受け、生活の自立度の格差も大きく、介護サービスを利用しつつ出来る限り自立した生活が継続できるように支援する。

(2) 安定運営のための取り組み

ア 各関係機関と連携をとり地域の福祉ニーズの把握・情報の収集を行い、速やかに空室の補充に繋げ、安定運営ができるよう努める。

イ ご利用者様に理解と協力を得つつ、快適な生活を損なわない範囲で、節電や節水に努める。経費の精査を行い無駄のない健全な運用に努める

(事業計画)

(1) ご利用者様の自主性を尊重した日常生活に対する支援

ア 運営懇談会、給食懇談会、年1回満足度調査を実施、日々、ご利用者様の要望・意向を把握し、より良い生活環境の提供となるよう努める。

イ 居室内にこもりがちにならないよう、朝のラジオ体操の参加への声かけ、ご利用者様の自主性を尊重しつつ活気ある生活ができるように毎日のレクリエーションの充実を図る。

ウ 季節を体感できるよう季節に応じた物を制作、施設内の行事を計画に基づいて実行、周辺の感染症流行状況を確認しつつ外出レクリエーションを可能な範囲で立案し実行する。

エ 健康観察のための月1回のバイタルチェック体重測定継続、定時及び随時に居室訪問を行ない、日常生活状況・健康状態を観察、異常の早期発見に努め身元引受人・医療機関と連携し速やかに対応する。

(2) 感染症・事故防止・防火・防災対策について

ア 従来の感染症予防対策と共に、昨年から突如発生した新型コロナウイルスに関する情報を収集し、感染予防対策を徹底して実行する。ご利用者様に対し、手洗い・うがい・会話時のマスク着用・外出制限等の感染症対策を繰り返し伝え理解と協力を得る。

イ 各居室に於いて、ご利用者様の同意の上、定期点検を実施、衛生管理（水周り・トイレ・冷蔵庫内等の食品の賞味期限のチェック等）、コンセント・電気器具等の確認、居室内環境のアドバイスを行い、感染症・事故予防に努める。

ウ 年2回、消防署・法人連携体制の下、防火・防災・避難訓練を実行し、職員・ご利用者様共に防災意識を高める。

(3) 職員の取り組み

- ア ケアマネージャー・介護事業所・光華苑職員間の情報交換を密に行い、個別援助計画の充実を図り適切な援助が行えるよう努める。
- イ 法人主催の施設内研修に参加し、職員会議で情報を共有し、理解を深め、質の向上を図る。
- ウ 光華苑新聞を年 2 回発行し、ご利用者様の日常が伝えられるようにご家族様にも送付する。

グループホーム幸せの里

(基本方針)

本法人の基本理念である、『和み』『尊厳』『安心』を念頭に、介護保険法に基づき、要介護者であって認知症状態にある者に対して、家庭的で落ち着いた環境の中で生活を送りながら認知症の進行を穏やかにし、その有する能力に応じ自立した日常生活を営む事が出来るよう適切なケアを行う。

(事業計画)

(1) ユニット間の連携を大切に、日常の交流・緊急時への対応強化を図る。

- ア 職員間の情報共有を深める為、定時の会議以外に、昼食後に情報交換を行い、報告・連絡・相談のもと、緊急時についても対応出来る体制作りを構築していく。
- イ 入居者間の交流を深める事で、個別・集団行動を行う事で、日常とは違う雰囲気を感じて頂き認知症進行予防を図る。
- ウ 複合施設を有する法人の特性を活かせるように、常時法人内施設との連携を図る。
- エ 『働楽職場』を掲げ、職員間の良好な関係作りに取り組む。

(2) サービスの質の向上並びに、職員のスキルアップに向けた取り組みを行う

- ア 毎月の業務会議においてスキルアップのため、自主的及び定期的な研修を開催し、より良いケアが提供できる体制を整え、ご利用者様の接遇向上並びに、職員の意識改革を行う。
- イ ご利用者様が不安や戸惑いを感じることなく、又職員は働きやすい職場環境・働き甲斐のある職場を目指し、互いに尊重できる職場風土を構築する。
- ウ 広報である『幸せの里だより』を2ヶ月に1回発行、ご家族様への満足度調査、ご利用者様へのアンケートを年に1回実施し、ご利用者様の思いや要望、ニーズの引き出し、又はご家族様の想いに応えられ、可能な限り情報収集・現状把握のうえ情報発信を行う。

(3) 健康管理への取り組み

- ア 介護職員はご利用者様の日常の観察や身体状況の把握、必要に応じてバイタル測定を行ない異常の早期発見・適切な対応に努める。
- イ 法人内診療所、協力医療機関と連携・各専門職との協働のもとに、必要とされる医療の提供を行う。

(4) 地域社会との交流を図り日常生活の活性化に繋げる

- ア 「踊り教室」のボランティア(月2回)をはじめ、フラワーアレンジメント(2ヶ月に1回)・地域行事への参加を継続し、新たに地域の様々な社会資源であるボランティアの受け入れを増やす。
- イ 社会資源を有効に活用し、社会参加への足掛かりとなる取り組みを実施する。

(中・長期の目標)

地域密着型施設が果たす役割として、認知症介護の拠点となるよう以下の項目に着手し、地域との相互関係を築く。

- ・ 地域のイベントや喫茶店等に出向き社会参加を促進する。

- ・ 地域の住民や認知症介護家族等が気軽に立ち寄れる環境を作る。
- ・ 近隣施設や他のグループホームとの交流や情報交換を行う。

デイサービスセンター長生園

(基本方針)

法人の基本理念である「和み」・「尊厳」・「安心」を、多様なニーズを有する在宅の要介護高齢者やその家族に実現し、住み慣れた地域での暮らしを支援することを基本方針として令和3年度の事業・取り組みを実施する。

(重点課題)

(1) 家庭介護を支えるチームの一員としてのデイサービス

- ア デイサービスはご利用者様の状態から介護状況を察知し、ケアマネージャーや地域包括支援センター、医療機関等、関係機関と連携する事で在宅介護を支援する。
- イ ご家族様との連絡を密にする為連絡帳記録の充実や家族参観・懇談会等、交流と相談の機会を持ち、信頼関係の構築に努める。
- ウ 日曜日の利用、家族送迎での延長利用も含め、突発的な利用にも可能な限り柔軟に対応する。

(2) 地域との交流活性化・生活意識の向上

- ア 地域の行事参加や買物などの生活リハビリや、ボランティアの受け入れを積極的に行い、ご利用者様が地域とつながり社会性を保てるようなサービスを提供する。

(3) サービスの質やサービス提供体制を担保する取り組み

- ア 事故防止・身体拘束廃止・感染症予防等について各担当委員を定め、毎月の業務会議で状況を報告・検討する。
- イ 定期的なケアカンファレンスを通じた他職種協働による個別通所介護計画の策定や、接遇、介護技術等に関する内外の研修に参加することでサービスの質の向上を図る。
- ウ サービス担当者会議やご利用者様（ご家族様）満足度調査、受け付けた苦情などから要望を把握し、サービスの改善に努める。今年度も調査を実施し、広報誌の発行によって情報を公開する。
- エ 南丹市地域ケア会議、なんたん通所サービス部会などに参加し地域のニーズや運営に係る情報を得て、事業所としてのスキルアップを図る。
- オ 介護報酬の改定に準じて安定した運営を行うため、必要な職種と人材の確保に努める。

(4) ご利用者様が主体的に活動できるサービスの展開（中・長期計画）

「個別リハビリ」「選べるレク」を発展させ、預り機能だけでない利用者の生きがい、社会的孤立感の解消に繋がるサービスを提供する。

長生園第2デイサービスセンター

(基本方針)

法人の基本理念である「和み」・「尊厳」・「安心」を、多様なニーズを有する在宅の要介護高齢者やその家族に実現し、住み慣れた地域での暮らしを支援することを基本方針として令和3年度の事業・取り組みを実施する。

(重点課題)

(1) 家庭介護を支えるチームの一員としてのデイサービス

- ア デイサービスはご利用者の状態から介護状況を察知し、ケアマネージャーや地域包括支援センター、医療機関等、関係機関と連携する事で在宅介護を支援する。
- イ 連絡帳記録などを利用し利用者家族との情報交換に努めると共に、信頼関係の構築を図る。
- ウ 日曜日の利用、家族送迎での延長利用も含め、突発的な利用にも可能な限り柔軟に対応する。

- (2) 地域との交流活性化・生活意識の向上
 - ア サークル室を日常的な交流の場として活用する。
 - イ ヨガ教室やサークル活動を実施し、生活リハビリの一環とすると共に、利用者の楽しみや生きがいとなるサービスを提供する。
 - ウ 夏祭りや避難訓練を地域の行事の一つとして、利用者・地域住民と協働する。
 - エ 第2デイ広報誌「にじいろ通信」を定期発刊し地域住民にも運営状況を広報する。

- (3) サービスの質を向上させる取り組み
 - ア 毎月業務会議を開催し、状況を報告・検討する。また適宜ケアカンファレンスを行い、他職種協働による個別通所介護計画を策定する。
 - イ 内外の研修に積極的に参加することで介護技術等、サービスの質の向上を図る。また、南丹市地域ケア会議、なんたん通所サービス部会などに参加し地域のニーズや運営に係る情報を得て、事業所としてのスキルアップを図る。
 - ウ 介護報酬の改定に準じて安定した運営を行うため、必要な職種と人材の確保に努める。
 - エ 「満足度調査」を実施し利用者と家族からのニーズの把握とサービスの向上に活かす。
 - オ 第三者評価で受けたアドバイスをサービスの向上に活かす。

- (4) 地域住民が参加するデイサービス（中・長期計画）
 - 第2デイサービスの特色である喫茶室を「地域の喫茶店」として開店し、住民が運営できるように関係機関と整備・調整を進める。

ヘルパーステーション長生園

(基本方針)

長生園は法人の基本理念である「和み、尊厳、安心」や、ホームヘルパーの倫理綱領に基づき、安心して心豊かに暮らしたいというご利用者の願いに応えられるようヘルパーステーション開設以来事業を推進してきた。今後ともご利用者の自立支援を行うことを基本理念として、ご利用者の心身の状態や能力に応じた日常生活が送れるよう、サービスを提供する。

(事業計画)

- (1) 援助の改善・向上
 - ア ご利用者様満足度調査を実施、調査の結果を集計し、利点・改善点を見出し事業所内の会議において話し合い、サービスの提供に繋げていく。
 - イ 居宅介護支援事業所・ケアハウス・ヘルパーステーションの連携を図るため、連絡ノートを使用し、日常的に情報の提供を行い、自立支援にむけたサービスの提供に努める。
- (2) 援助体制の充実
 - ア サービス提供責任者の業務を支援できる運営体制も整う中で、ご利用者様の変動にも柔軟な対応ができるよう、より一層職員の連携を強化していく。
 - イ 訪問介護員により、サービスの内容が変わらないよう常に手順書を確認し、訪問終了後問題点あれば記録し検討会を持つ。

(中長期計画)

- (1) 訪問介護計画書をもとに、ご利用者様が自立した生活が送れるよう、最善の援助を提供するとともに、サービス計画について定期的な見直しを実施する。
- (2) 自己評価シートにより訪問介護員としてのマナーを身に着け、質の向上にむけて取り組む。
- (3) 常にご利用者様のニーズに対応できるよう、責任と信頼のおける人材の育成を図る。
- (4) 自立度の低下するご利用者様に対し、支援の為に必要な知識や技術を習得し、外部また内部研修に積極的に参加し、職員の資質向上に努める。

(単年度計画)

- (1) ご利用者様が希望される生活の実現にむけて、計画・目標をたて、自立支援にむけたサービスの提供に努める。
- (2) 月1回、事業所内の会議を行い、計画に沿った内容で援助が実施されているか確認し、見直しや改善についても話し合う。
- (3) 訪問時には「手洗い・うがい・手指消毒・マスク・ゴーグル着用」を徹底し、かつご利用者様の体調確認（検温など）を行い、感染症予防対策に努める。

社会福祉法人長生園診療所

(基本方針)

社会福祉法人長生園診療所は医療処遇の必要不可欠な拠点として、施設入所高齢者を中心としたご利用者様の心身の安定のため、医療面からの支援を行ってきた。令和3年度においても当法人の基本方針を踏まえ、保健指導や疾病予防、新型コロナウイルス感染症対策に取り組み、重症老人や虚弱老人の方々の生活を支え、ご利用者様に効率的かつ質の高い医療が提供されるよう努めていくため、次のように事業を実施する。

(事業計画)

- ア ご利用者様により良い医療・看護・介護サービスが提供できるよう、ご家族の意向を積極的に把握することに努める。
- イ 施設内の感染症予防に積極的に取り組むと共に、発症者の重篤化を防ぐため、個別にきめ細やかな治療・看護・介護に努める。
- ウ 新型コロナウイルス対策として、オゾン発生装置の設置、簡易陰圧室の整備、職員については、マスク、アイシールドの義務化など職員が一丸となり新型コロナウイルス対策に取り組む。そして、京都中部総合医療センターとの連絡を密にし、万一の時も遅滞なく敏速に適切な対応ができる体制を整える。
- エ 介護現場職員との連携を一層密にし、食事、排泄、睡眠等利用者個々の状況を把握し、健康管理の質を高めるとともに、個別の支援計画に反映させるため、健康状態の共有化を図る。また、日常の生活や健康上の悩み等の話を聞き、意欲を高め心身の安定を図れるよう相談活動に努める。
- オ 診療所長の指導の下に慢性疾患の悪化予防と適宜保健指導に当たるとともに、ご利用者様の疾病の早期発見・治療に努める。また、高齢者に多い脱水・尿路感染症・肺炎・排便障害等の予防に努める。通入院については、協力病院と十分な連携を保ち個別援助を行う。
- カ 内科・整形外科・精神科・皮膚科・緩和医療の医師を配置した現体制の確保を図るとともに、ご利用者様の診察治療や入退院、リハビリテーション等の継続的で適切な医療が提供されるよう協力病院（京都中部総合医療センター・西田医院・もみじヶ丘病院・清仁会シミズ病院・長岡ヘルスケアセンター・嶋村歯科診療所及び大町歯科医院・京丹波町病院）にも御協力いただき連携体制をより一層強化する。
- キ 協力医療病院である京都中部総合医療センターより褥瘡指導認定看護師の派遣をいただき、診療所長を中心に、看護師・介護士が知識を身に着け褥瘡の予防・悪化の防止に努める。
- ク 協力病院である嶋村歯科診療所との連携を密にし、移動が困難なご利用者様の歯科治療をさらに積極的に進め、また、京都中部総合医療センターの指導による口腔ケアの充実を目指す。
- ケ ご利用者様の重篤化に対応し、看護の過大負荷を防ぐため、引き続き看護師の人員の安定確保に努める。
- コ 終末期のご利用者様に対し適切な緩和医療・緩和ケアを行い、年2回の園内での看取り研修を行い知識を深め、より良い看取りができよう体制を整える。
ご家族様とご利用者様の意向をふまえ、スタッフ全員で、その人らしい終末が迎えられる

様に援助を行う。

- サ 使用年数の経過した医療機器等の更新をはじめ、必要な新たな機器の充実など設備機器の充実が計画的に行えるよう対応する。

長生園居宅介護支援事業所

(基本方針)

長生園居宅介護支援事業所は、法人の基本理念及び介護保険法の趣旨に従い、公正中立の立場からご利用者様とご家族様が安心して、住み慣れた自宅で日常生活を営むことができるよう配慮して支援する。

(事業計画)

(1) 認定調査の協力

各自治体の認定調査の業務委託契約を継続し、依頼に応じて認定調査を実施していく。

(2) 介護予防支援・介護予防ケアマネジメントへの協力

各地域包括支援センターからの業務委託を受け、事業対象者・要支援認定者の介護予防プランの作成を行う。

(3) 医療機関との連携

ア ご利用者様が入院された場合は速やかに医療機関に情報提供を行い、入院時より連携を図っていく。

イ 退院後スムーズに在宅生活に移行できるよう、退院前カンファレンスに積極的に参加し、情報収集を行う。

ウ 法令に従い、ご利用者様が医療系サービスを希望する場合は、ご利用者様の同意を得て主治医に意見を求め、計画を作成した場合には主治医に対してケアプランを交付する。

(4) ご利用者様のニーズに応じたケアマネジメントの実施

ア 計画作成にあたっては、課題分析を踏まえ、ご利用者様のニーズに応じたサービスを提案し、ケアプランを作成する。

イ 居宅訪問やサービス担当者会議等ケアマネジメントの一連の業務においては、新型コロナウイルス感染防止対策に十分配慮し、国通知や南丹市への確認を行いながら、柔軟に対応していく。

(中長期計画)

(1) 地域拠点となる居宅介護支援事業所の開設

南丹市の高齢化が進行している地区である埴生、胡麻地区に居宅介護支援事業所を設置し、広く南丹市の地域に密着した在宅介護支援を目指す。

栄養調理課事業計画

(基本方針)

行事食も含め日常の食事に季節を感じていただけるような食材を使用し楽しみを持っていただく。また、食事から健康に、穏やかに過していただけるような献立作りを多職種と連携で取り組み環境整備に努める。

(事業計画)

- (1) 施設管理栄養士を中心に月初めに給食検討委員会を行い、各部署・フロアより給食委員を選出し調理職員（調理担当と配膳担当がそれぞれ出席）とより連携強化を図る。また、栄養調理課からの取り組みや課題点をそれぞれの部署で意見を求める。献立の充実を図るにあたり、新し

い献立については試食をするなど広く意見を求める。

- (2) ケアハウスのご利用者様と3・4ヶ月に1回調理職員との意見交換会を開き食事に対する思いをより多く聞ける場を設け献立作りに活かしていく。また、給食アンケートを取り食事の満足度についても把握していく。
- (3) 栄養ケアマネジメントについて日々研鑽しながら改善した点や新たな課題をサービス担当者会議で評価し、状態の変化について多職種と検討し栄養面からサポートを図る。一人一人の食事に対する思いや要望、体調面に配慮し対応を図る。
- (4) 入院された方に対して退院時によりよい環境で受け入れが出来るよう、協力医療機関（京都中部総合医療センター）の担当栄養士と連携を図る。南丹保健所管内において病院・施設間栄養管理連携の手引き（栄養情報提供書等）を活用し栄養ケアの履歴を移動先に伝える事で安心・安全な支援につなげる。
- (5) 調理職員の知識、技術の向上を図るために、調理職員も厨房内や施設内での研修に出席し自己研鑽を図る。給食委員会や意見交換会で得られた事柄をどうしたら業務や献立に反映できるか日々検討を図る。新たな感染症対策についても理解を深め感染予防に努める。
- (6) 安全に給食業務が遂行できるよう給食棟の環境整備を行う。災害時等に必要な備蓄の管理を行いより適した物品に更新し備える。非常事態には栄養・食支援マニュアルに基づき多職種で連携を図る。